

第3回

一定の病気等に係る運転免許制度の在り方 に関する有識者検討会

資 料

- 資料1 一定の症状を有する者を的確に把握するための方策
に関する論点（自己申告以外の把握方法について）【P1】
- 資料2 欧州・アジア・オセアニア等における医師の通報義務
に係る規定の概要等（未定稿）【P9】
- 資料3 英国における医師の通報ガイドライン（未定稿）【P11】
- 資料4 米国・カナダの各州における医師の通報義務及び免責一覧（未定稿）
【P12】
- 資料5 米国・カナダの各州における医師の通報義務及び免責
に係る規定の概要等（未定稿）【P13】
- 資料6 米国・カナダの各州における医師による任意の通報及び免責
に係る規定の概要（未定稿）【P15】
- 資料7 米国における医師の通報ガイドライン（未定稿）【P18】
- 資料8 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い
のためのガイドライン（抜粋）【P20】

**一定の症状を有する者を的確に
把握するための方策に関する論点
(自己申告以外の把握方法について)**

一定の病気等に該当する者が運転免許を有する場合における自己申告以外の把握方法

1 問題点

現行制度においては、運転免許の取得や運転免許証の更新をしようとする際に提出する申請書の様式の中に、過去における意識の消失や発作的な身体のけいれん又は麻痺等の症状の有無、及び病気を理由とした医師による免許の取得等を控える旨の助言の有無について申告を求める記載欄が設けられているが、一定の病気等に該当する者にとって正しく申告を行うことは、免許の拒否又は取消しに繋がるおそれのある行為であり、中には虚偽の記載をする者が一部存在することが明らかとなっている。

その場合、断続的な症状を呈するこれらの病気は外見上明らかでないことがあるため、通常の免許手続において判別することは困難であり、これらの者を的確に把握するためには、患者の病状を知り得る者が、必要に応じて都道府県公安委員会に届け出ることが極めて有効である。

第1回有識者検討会で実施した「鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会」に対するヒアリングにおいて「医師による通告制度」が提案されたところであるが、医師はその職務上、人の疾病に関する事実を知り得る立場にあり、また、その事実を行政機関等が的確に認知するための情報提供者として最も信頼に足るものである。

しかしながら、刑法（明治40年法律第45号）上、医師には守秘義務が課されており、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らした場合は処罰されることとされているところ（同法第134条）、現行の道路交通法（昭和35年法律第105号）には、一定の病気等に係る情報の取扱いや公安委員会への情報提供に関する規定がなく、守秘義務規定との適用関係が明らかでないため、有益な情報を有する医師からの情報提供が期待できない状況が生じており、現実に医師からの情報提供により運転免許の取消し等がなされた例は、当庁において把握していない。

2 考えられる対応策（案）

(1) 医師に届出を義務付ける規定の整備

一定の病気等に該当する者を診断した医師は、速やかにその者の氏名等の事項を都道府県公安委員会に届け出なければならないこととする。

（論点）

ア 患者と医師の信頼関係への影響

一定の病気等に該当する者が医師による届出を恐れ、真実の病状を医師にも申告しなくなるおそれがないか

イ 義務履行の担保方法

届出義務が適切に履行されない場合、罰則により担保する必要があるか

(2) 医師による任意の届出規定の整備（守秘義務の免責の明確化）

一定の病気等に該当する者を診断した医師は、その者の氏名等の事項を都道府県公安委員会に届け出ることができることを法律上明確にすることにより、当該届出が守秘義務規定や個人情報保護法における第三者提供の制限規定に違反せず、医師が何ら罪責を問われることがないことを明らかにし、医師による有益な情報提供の促進を図ることとする。

（論点）

ア 届出規定の実効性

義務でなく任意の届出規定とした場合、取消等事由該当者の把握のための実効性を確保するため、医師団体等によるガイドラインが必要ではないか

イ 医師に対する免許の保有情報の提供

医師が、患者に対する指導や都道府県公安委員会への届出を行うに際して、当該患者が運転免許を受けているかどうかに関する情報の提供を希望する場合、都道府県公安委員会に問い合わせできるようにする必要があるか

(3) 一定の病気等について知った全ての者に届出を義務付ける規定の整備

何人も、運転免許を受けている者が一定の病気等に該当することを知ったときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を届け出なければならないこととする。

（論点）

ア 専門的知識を有しない者による届出の実効性

医師のような専門的知識を有しない者に、届出の要否に関する判断を適切に行うことができるか

イ 一定の病気にかかっている者に対する偏見の助長のおそれ

医師のような専門的知識を有しない国民全てに届出義務を課すこととした場合、一定の病気にかかっている者に対する偏見を助長することとならないか

3 関係規定

刑法（明治40年法律45号）

（秘密漏示）

第一百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 (略)

4 参考となる制度例

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)

(医師の届出等)

第五十八条之二 医師は、診察の結果受診者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項をその者の居住地(居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、現在地とする。以下この章において同じ。)の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

第七十一条 第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条、第五十条の十五第二項又は第五十八条之二第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第30号)

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

他の通報制度における運用状況

1 児童虐待防止法関係

医療機関からの通告に対する児童相談所の対応件数

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	5 年平均
1,522	1,683	1,811	1,745	2,179	1,788

医療機関からの通告に対する福祉事務所の対応件数

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	4 年平均
949	1,059	1,049	1,419	1,119

出典「政府統計の総合窓口 e-Stat・社会福祉行政業務報告」

2 麻薬及び向精神薬取締法関係

医療機関から都道府県知事への届出件数

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	5 年平均
19	16	17	18	5	15

出典「麻薬・覚せい剤行政の概況」（厚生労働省）

3 配偶者暴力防止法関係

医療機関から警察への通報件数

平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	5 年平均
56	81	44	60	45	57.2

出典「警察白書」

配偶者暴力相談センターへの通報件数（全体）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	5 年平均
3,564	4,668	5,772	7,500	7,635	5827.8

出典「内閣府男女共同参画局ホームページ」

注）通報主体の内訳に関する統計はない。

医師の守秘義務に係る判例（参考）

覚せい剤反応があったとの医師の通報を受けて差し押さえた尿の入手過程に違法はないとされた事例（平成17年7月19日最高裁判所第一小法廷判決）

【要旨】

医師が、治療目的で救急患者の尿を採取して薬物検査をしたところ、覚せい剤反応があったため、その旨を警察官に通報し、これを受けて警察官が前記尿を押収したなどの事実関係の下では、警察官が前記尿を入手した過程に違法はない。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にして本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論にかんがみ、被告人の尿に関する鑑定書等の証拠能力について職権で判断する。

- 1 原判決及びその是認する第1審判決の認定によれば、被告人の尿の入手経過は、次のとおりである。
 - (1) 被告人は、平成15年4月18日、同せい相手と口論となり、ナイフにより右腰背部に刺創を負い、同日午後7時55分ころ、東京都世田谷区内の病院で応急措置を受けたものの、出血が多く、救急車で国立病院東京医療センターに搬送された。被告人は、同日午後8時30分ころ、上記医療センターに到着した際には、意識は清明であったものの、少し興奮し、「痛くないの、帰らせて。」、「彼に振り向いてほしくて刺したのに、結局みんなに無視されている。」などと述べ、担当医師が被告人を診察したところ、その右腰背部刺創の長さが約3cmであり、着衣に多量の血液が付着していたのを認めた。
 - (2) 同医師は、上記刺創が腎臓に達していると必ず血尿が出ることから、被告人に尿検査の実施について説明したが、被告人は、強くこれを拒んだ。同医師は、先にCT検査等の画像診断を実施したところ、腎臓のそばに空気が入っており、腹腔内の出血はなさそうではあったものの、急性期のためいまだ出血していないことも十分にあり得ると考え、やはり採尿が必要であると判断し、その旨被告人を説得した。被告人は、もう帰るなどと言ってこれを聞かなかったが、同医師は、なおも約30分間にわたって被告人に対し説得を続け、最終的に止血のために被告人に麻酔をかけて縫合手術を実施することとし、その旨被告人に説明し、その際に採尿管を入れることを被告人に告げたところ、被告人は、拒絶することなく、麻酔の注射を受けた。

- (3) 同医師は、麻酔による被告人の睡眠中に、縫合手術を実施した上、カテーテルを挿入して採尿を行った。採取した尿から血尿は出ていなかったものの、同医師は、被告人が興奮状態にあり、刃物で自分の背中を刺したと説明していることなどから、薬物による影響の可能性を考え、簡易な薬物検査を実施したところ、アンフェタミンの陽性反応が出た。
- (4) 同医師は、その後来院した被告人の両親に対し、被告人の傷の程度等について説明した上、被告人の尿から覚せい剤反応があったことを告げ、国家公務員として警察に報告しなければならないと説明したところ、被告人の両親も最終的にこれを了解した様子であったことから、被告人の尿から覚せい剤反応があったことを警視庁玉川警察署の警察官に通報した。
- (5) 同警察署の警察官は、同月21日、差押許可状の発付を得て、これに基づいて同医師が採取した被告人の尿を差し押さえた。

2 所論は、担当医師が被告人から尿を採取して薬物検査をした行為は被告人の承諾なく強行された医療行為であって、このような行為をする医療上の必要もない上、同医師が被告人の尿中から覚せい剤反応が出たことを警察官に通報した行為は、医師の守秘義務に違反しており、しかも、警察官が同医師の上記行為を利用して被告人の尿を押収したものであるから、令状主義の精神に反する重大な違法があり、被告人の尿に関する鑑定書等の証拠能力はないという。

しかしながら、上記の事実関係の下では、同医師は、救急患者に対する治療の目的で、被告人から尿を採取し、採取した尿について薬物検査を行ったものであって、医療上の必要があったと認められるから、たとえ同医師がこれにつき被告人から承諾を得ていたと認められないとしても、同医師のした上記行為は、医療行為として違法であるとはいえない。

また、医師が、必要な治療又は検査の過程で採取した患者の尿から違法な薬物の成分を検出した場合に、これを捜査機関に通報することは、正当行為として許容されるものであって、医師の守秘義務に違反しないというべきである。

以上によると、警察官が被告人の尿を入手した過程に違法はないことが明らかであるから、同医師のした上記各行為が違法であることを前提に被告人の尿に関する鑑定書等の証拠能力を否定する所論は、前提を欠き、これらの証拠の証拠能力を肯定した原判断は、正当として是認することができる。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉徳治 裁判官 島田仁郎 裁判官 才口千晴)

欧州・アジア・オセアニア等における医師の通報義務に係る規定の概要等（未定稿）

一定の病気等に係る運転者等に係る医師の通報義務あり

スペイン
ポルトガル
ノルウェー
スウェーデン
フィンランド
チェコ
イスラエル
豪州（南オーストラリア州、北部準州）
ニュージーランド

一定の病気等に係る運転者等に係る医師の通報義務なし

英国 通報ガイドラインあり（資料3参照）
フランス 患者等の同意があれば通報可能
ドイツ 患者等の同意があれば通報可能
オーストリア 通報に係る規定等なし
スイス 法令に基づき、医師の判断で通報可能
オランダ 患者等の同意があれば通報可能（緊急時の例外あり）
豪州（首都特別地域及びニューサウスウェールズ州等5州） 通報に係る免責規定あり
中国 通報に係る規定等なし
韓国 保健福祉部長官（関係施設から麻薬中毒者の情報を集約）、市長等（関係施設から精神患者の情報を集約）、兵務庁長、国軍医務司令官、保険料率算出機関の長等大統領令で定める機関に関しては、法律に基づく通報義務あり

一定の病気等に係る運転者等に係る医師の通報義務に係る規定の概要

ポルトガル

医師は、診療の過程で安全な運転に支障を及ぼす疾病又は障害を認めた場合、運転者の住所地を管轄する保健当局に対して、診断書を通じて、その事実を根拠理由とともに通報しなければならない。

当該通報を受けた保健当局は、運転者に対して、指定された日時に最寄りの診察・心理適性診断センター等に出頭し、健康診断等を受けるように通知する。運転者が正当な理由なく出頭しない場合、同センターは10営業日以内に交通・陸上運輸院に対して、その事実を報告しなければならない。

ノルウェー

医師等（医師、心理学者、眼鏡士）は、運転免許の保有者に自動車の運転を困難にする障害があることを発見した場合には、その旨及び運転が許されないことを当該保有者に告げなければならない。この場合、当該保有者は、郡の医務官に対する報告義務を負う。また、医師等は、当該障害が6月上続見込みである旨診断した場合には、その内容等につき、書面で本人に通知するとともに、郡の医務官にも通知しなければならない。当該通知又は本人からの報告を受けた郡の医務官は、免許の可否等について判断した上で、警察等に通報する義務がある。

スウェーデン

医師は、診察を通じ、運転免許の保有者が医学的な理由により運転免許を保有する能力がないことを発見した場合には、運輸省に対して通報を行わなければならない。通報を行った場合には、その旨を当該保有者に通知しなければならない。

ただし、運転免許の保有者が医師の要請を受けて運転を自粛するとみられるときは、通知する義務は負わない。

また、医師は、医学的書類を見て、運転免許の保有者が医学的な理由により運転免許を保有する能力がないおそれがあると判断し、当該保有者がそれ以上の診察を受け入れない場合には、運輸省にその状況を通報しなければならない。

フィンランド

医師は、病気や障害により定められた基準を満たさない運転免許の保有者（一時的に基準を満たさなくなる場合を除く。）について、免許当局に通報しなければならない。通報に先立って、医師は、当該保有者に、通報の義務があることと、病気や障害が当該保有者の運転能力に及ぼす影響について説明しなければならない。

チェコ

身体検査の結果、運転免許の保有者又は申請者について、身体的な要件を満たしていない又は条件を付与すべき状態にあることが分かった場合、当該検査を行った医師は免許当局へ通報を行わなければならない。これを怠った医師に対しては、罰金刑が科され得る。

また、医師は、必要な場合に身体検査を受けることを命ずることができる。

豪州（南オーストラリア州）

一定の資格を有する医師等（医師、眼鏡士、理学療法士）は、運転免許又は仮免許を有しているものの、心身の病気、障害等により自動車を運転した場合には公共の危険になると判断するに足る合理的な理由のある患者を診断した場合には、その患者の氏名、住所、診断した症状を、書面により免許当局に通報しなければならない。

医師等は、当該通報を行った場合には、その旨及び通報内容の概要について患者に知らせなければならない。

また、当該通報を行った医師等は、民事又は刑事上の責任を負わない。

ニュージーランド

登録を受けた医師及び検眼医は、運転免許の保有者の精神又は身体の状態から見て、当該保有者が一定の車種の自動車を運転すべきでない又は一定の条件を付すべきと判断し、かつ、当該保有者が自動車を運転しそうだと思料する場合には、可能な限り速やかに、当局に対して自らの意見とその根拠を記して通報を行わなければならない。

信義に従って上記通報を行った医師及び検眼医は、個人の医療情報を明らかにしたという理由により民事又は職業上の責任を負うことはない。

（警察庁交通局調べ）

英国における医師の通報ガイドライン（未定稿）

英国においては、医学的な理由により運転能力を欠く者は運転免許庁に申告しなければならないが、医師には通報義務はない。

ただし、英国医事委員会は、医学的な理由により運転能力を欠く者に係る医師の通報についてガイドラインを定めており、これにそった運用がなされている。このガイドラインの概要は、運転免許庁が発行した"For Medical Practitioners At a glance Guide to the current Medical Standards of Fitness to Drive"（2012年5月版）によれば、以下のとおりである。

なお、英国においては、医師による運転免許庁に対する上記通報は、年間 1,500 件程度なされている。

記

運転免許の保有者又は申請者は、安全運転に支障を及ぼす医学的症狀について運転免許庁に申告しなくてはならない。しかしながら、当該申告をすることができない又はしようとならない者も存在する。

英国医事委員会は、こうした状況に適用することのできる医師のためのガイドラインを発出しており、その内容は、以下のとおりである。

- 1 運転者は当該症状及び治療について運転免許庁に通知する法的な責任がある。しかし、医師は、そのような状態にある患者に対しては、次のことを説明しなければならない。
 - (a) 当該症状が運転能力に影響を与えるかもしれないこと（認知症により患者がこの助言を理解できないような場合には、医師は、直ちに運転免許庁に対する通報を行わなければならない。）。
 - (b) 患者は、当該症状について運転免許庁に通報する法的義務があること。
- 2 患者が、医師による診断や症状が運転能力に与える影響を認めることを拒んだ場合には、医師は、セカンドオピニオンを求めるよう提案したり、そのための手助けをすることができる。医師は、その間運転しないよう患者に助言しなければならない。
- 3 患者が、適性を欠くにもかかわらず運転を続ける場合には、医師は、あらゆる合理的な努力を行って、運転をやめさせるよう説得しなければならない。患者が同意する場合には、医師は、その懸念について、患者の親族、友人、世話人と話し合うことができる。
- 4 医師は、どうしても患者に運転をやめるよう説得できなかつたり、助言に反して運転を続けていることに気付いた場合には、ただちに運転免許庁に連絡を取り、そのメディカル・アドバイザーに対し、秘密扱いで、関連する医療情報を明らかにしなければならない。
- 5 運転免許庁に連絡を取る前に、医師は、患者に対し、個人情報 を明らかにしようという方針を知らせるように努めなければならない。運転免許庁に対して個人情報を明らかにした場合には、その旨を書面で患者に知らせなければならない。

米国・カナダの各州における医師の通報義務及び免責一覧（未定稿）

米 国	医 師 の 通報義務	通報医師 の 免 責			
			ニューヨーク	-	×
			ノースカロライナ	-	
			ノースダコタ	-	
アラバマ	-		オハイオ	-	×
アラスカ	-	×	オクラホマ	-	
アリゾナ	-		オレゴン	-	
アーカンソー	-	×	ペンシルベニア		
カリフォルニア		(1)	ロードアイランド	-	
コロラド	-		サウスカロライナ	-	×
コネチカット	-		サウスダコタ	-	×
デラウェア			テネシー	-	
DC	-	×	テキサス	-	
フロリダ	-		ユタ	-	
ジョージア	-		バーモント	-	×
ハワイ	-	×	バージニア	-	
アイダホ	-	×	ワシントン	-	×
イリノイ	-		ウェストバージニア	-	×
インディアナ	-		ウィスコンシン	-	
アイオワ	-		ワイオミング	-	
カンザス	-				
ケンタッキー	-		カ ナ ダ	医師等の 通報義務	通報医師 等の免責
ルイジアナ	-		アルバータ	-	
メイン	-		ブリティッシュ・コロンビア	(2)	
メリーランド	-		マニトバ		
マサチューセッツ	-	×	ニューブラウンズウィック		
ミシガン	-	×	ニューファンドランド・ラブラドール		
ミネソタ	-		ノバスコシア	-	
ミシシッピ	-	×	ノースウェスト		
ミズーリ	-		ヌナブト		
モンタナ	-		オンタリオ		
ネブラスカ	-	×	プリンスエドワードアイランド		
ネバダ			ケベック	-	
ニューハンプシャー	-	×	サスカチュワン		
ニュージャージー			ユーコン		
ニューメキシコ	-				

（米国運輸省道路交通安全局"Physician's Guide to Assessing and Counseling Older Drivers"、交通安全のためのアメリカ自動車協会財団作成資料等による）

- ： 通報義務あり、 - ： 通報義務なし
 ： 通報した場合における民事（对患者等）又は刑事上の免責あり
 ×： 免責なし（ただし、医師等による通報自体は、米国及びカナダの全州等で認められている。）

- 1 義務的通報の場合に限り、免責あり。
- 2 患者が助言に従わなかった場合に通報義務が生じる。

米国・カナダの各州における医師の通報義務及び免責に係る規定の概要等（未定稿）

米国カリフォルニア州

医師は、アルツハイマー病及びそれに関連する疾患や意識の喪失を伴う疾患に罹患した 14 歳以上の者を診断した場合には、その者の氏名、生年月日及び住所を記して、地方の医療担当官に通報しなければならない（当該医療担当官は、通報を受けた内容をさらに州自動車省に通報する。）。

また、医師は、通報基準に満たない者についても、信義に従って、その者の精神的又は身体的な状況から当該通報を行うことが公益に資すると信ずるに足りる場合には当該通報を行うことができる。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

当該通報を行った医師は、民事又は刑事上の責任を負わない。

米国デラウェア州

中枢神経系の病気により意識を喪失することのある者を治療した医師は、その病気が自動車を安全に運転できる程度に管理されているものでない限り、1 週間以内に州自動車省に通報しなければならない。当該通報を怠った医師には、5 ドル以上 50 ドル以下の罰金が科される。

また、医師は、信義に従って、意識喪失以外の疾患に関しても、通報を行うことができる。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

当該通報を行った医師は、民事又は刑事上の責任を負わない。

米国ネバダ州

医師は、てんかんと診断した者の氏名、年齢及び住所を記して、速やかに保健当局に通報しなければならない（保健当局は、通報を受けた内容をさらに州自動車省に通報する。）。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

当該通報を怠った医師は、軽罪として、懲役 6 か月以下若しくは 1,000 ドル以下の罰金又はその併科とされる。

米国ニュージャージー州

医師は、てんかん等を原因とする再発性けいれん発作、再発性意識喪失、運動協調性の損傷又は喪失を生じ、治療にかかわらずこうした状態が継続又は再発する 16 歳以上の者を診断した場合には、24 時間以内に州自動車省に通報しなければならない。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

米国オレゴン州

指定された医師及び医療供給者は、自動車を安全に運転する能力に影響を与える認知又は機能の障害を有する 14 歳以上の者について、その氏名、住所、生年月日、性別、医学的状态について州自動車省に通報しなければならない。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

職務上誠実に当該通報を行った又は行わなかった医師等は、当該通報を行った又は行わなかったことについて民事又は刑事上の責任を負わない。

(改正経緯)

2001年にオレゴン州で80歳の老人がUターンをして後続車と正面衝突する事故が発生したが、当該事故に関し、遺族が当該老人の主治医に対し、運転をやめさせるための措置を講じなかったとして民事訴訟を提起した。こうした動きを受け、オレゴン州では、通報義務の対象者を神経系の障害を扱う医師から拡大する、通報義務の対象となる障害を意識喪失等から拡大する、誠実に対応して通報を行わなかった医師等についても免責の対象とすることを明記する等の法改正を行い、2003年から当該改正法が施行された。

米国ペンシルベニア州

医師、指圧師、医師助手、資格を有する看護師等は、意識の喪失を招く疾患等を有する16歳以上の者を診察した場合には、その者の氏名、生年月日及び住所を記して、10日以内に州運輸省に通報しなければならない。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

当該通報を行った医師は、民事又は刑事上の責任を負わない。当該通報を怠った医師は、刑罰に問われ得る。

(運用実績)

州運輸省によれば、近年における同省に対する通報件数は毎年22,000件以上とのことである。

カナダ・オンタリオ州

医師は、自動車の運転を危険にする疾患等を有していると判断する16歳以上の者を診断した場合には、その者の氏名、住所、医学的状态を当局に通報しなければならない。

当該通報は、その目的のみのために用いられる。

当該通報を行った医師は免責される。

(運用実績)

2009年、2010年には、それぞれ医師による通報は50,500件と50,000件であった。

通報された病気等に関しては、2009年は、アルコール・薬物中毒34.4%、意識の喪失27.3%、身体・視覚障害15.6%、認知機能13.9%、脳関係13.5%、精神病関係10.2%、心臓関係5.0%、糖尿病関係2.4%、その他19.6%であった(複数計上あり)。

また、2010年は、意識の喪失26.4%、身体・視覚障害17.2%、認知機能15.5%、アルコール・薬物中毒13.3%、脳関係12.8%、精神病関係9.1%、心臓関係4.5%、糖尿病関係2.1%、その他20.7%で(複数計上あり)前年と比べ、アルコール・薬物中毒の割合が大幅に減少した。

(警察庁交通局調べ)

米国・カナダの各州における医師による任意の通報及び免責に係る規定の概要（未定稿）

米国ミズーリ州

歳入庁長官は、運転者が運転をする能力又は資格に欠けると信じる正当な理由がある場合には、当該運転者に運転試験を課すことができる。この正当な理由としては、法執行機関の職員、医師、理学療法士、作業療法士、登録された看護師、社会福祉士、18歳以上で三親等以内の親族による通報がある。

通報については、管轄を有する裁判所の命令がない限り、秘密とされる。

誠実に当該通報を行った者は民事上免責される。

（運用実績）

ミズーリ州における任意の通報に関する規定は1999年1月に施行されたが、任意通報に関する規定のモデル的な存在である。

同州においては、2001年から2005年までの間に、50歳以上の者約4,700人、16歳から49歳の者375人が通報の対象となった。

このうち、50歳以上でデータの集まった4,100人（男が55%）の通報元は、警察職員30%、免許事務担当者27%、医師20%、家族16%等であった。障害は認知症45%、視力障害31%、筋骨格系又は神経筋系障害28%、意識障害16%、心臓又は心循環系障害12%、脳発作・腫瘍・卒中10%、精神障害8%、アルコール・薬物中毒3%（複数計上あり）であった。

なお、通報された4,100人のうち、2,072人が医師の検査前に免許の返納等を行い、残る2,028人のうち1,049人が医師の検査を受けて免許の取消し等の対象となり、医師の検査を受けて運転試験を受けることとなった残る979人のうち417人が当該試験を受ける前に免許の返納等を行い、当該試験を受けた残る562人のうち418人が当該試験に合格せず、結局全ての手続を経て最後まで免許を保有することができたのは144人（3.5%）だけであった（アメリカ自動車連盟交通安全財団"Medical Fitness to Drive and a Voluntary State Reporting Law"）。

（参考）米国における医師以外の者による任意の通報等

米国全州（DCを含む。）で医師による免許当局への通報が認められているが、警察職員による通報も全州で認められている。

また、ほぼ全州で家族、病院による通報が認められており、友人、第三者からの通報も、それぞれ約40州で認められている。

例えば、カリフォルニア州においては、家族、友人その他の者は、身体的又は精神的な理由に基づく危険な運転者を認知しても、免許当局に通報する法的な義務はないが、任意の措置として、運転者再試験要求書（DS699）を自動車省に提出することができる。DS699では運転者の病状や行動が報告されるが、報告すべき病気等として、失神・発作・卒倒、アルコール・薬物中毒等が挙げられている。

さらに、アリゾナ州においても第三者からの通報に係る報告様式（Driver Condition/Behavior Report）が定められている。

なお、匿名による通報が認められているのは10州未満にとどまっている。

米国アリゾナ州

医師、登録された看護師、心理学者は、自動車を安全に運転できる心身の状態にないと考えられる者について、自発的にその氏名、住所、生年月日を自動車省に通報することができる。州自動車省は、通報がなされた者に対し、必要な報告を求めることができる。

当該通報は秘密とされ、当該通報を行った者以外の者に係る訴訟に関し召喚状の対象となるほかは明らかにされない。

当該通報を行った者は、民事又は刑事上の責任を負わない。

米国フロリダ州

医師、その他の人又は役所は、運転に支障を及ぼす心身の障害を有する 16 歳以上の運転免許証の保有者又は申請者等を知っている場合には、その者の氏名、生年月日、住所、障害を州道路安全自動車省に通報する権限を有する。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

当該通報を行った者は、民事又は刑事上の責任を負わない。

(運用実績)

2009 年 9 月から 1 年間の州道路安全自動車省に対する通報は 10,964 件、2010 年 9 月から 1 年間の同省に対する通報は 11,506 件であった。

米国ジョージア州

一定の資格を有する医師は、自動車を安全に運転することができなくなる障害を有する者の氏名、生年月日、住所を州自動車省に通報することができる。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

当該通報を行った医師は、民事又は刑事上の責任を負わない。

米国ミネソタ州

医師は、自動車を安全に運転する能力に著しい支障を及ぼす心身の状態にあると診断した場合、その者の名前及び心身の状態に関連する情報を自発的に州公安委員長に通報することができる。

誠実に当該通報を行った医師は、民事又は刑事上の責任を負わない。

米国ノースダコタ州

医師又は他の医療供給者は、14 歳以上の者について、診断等の結果、心身の状態により安全運転ができないと信ずる合理的な理由がある場合又は意識の喪失を伴う疾病等に罹患していると診断した場合であって、その者又は公共の健康と安全に対する重大かつ切迫した危険を防止又は軽減するために必要だと判断したときには、その者の名前、生年月日、住所を記載の上、すぐに州運輸省に通報することができる。

当該通報を行う場合において、自動車を安全に運転する上での心身の障害に関する証拠は、医師患者間の秘密開示拒否特権から除かれるとは断言されない。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

誠実に当該通報を行った又は行わなかった医師等は、民事又は刑事上の責任を負わない。

米国テキサス州

医師は、所定の障害又は疾病を有する 16 歳以上の者を診断した場合は、口頭又は書面により、その者の氏名、生年月日、住所を、自発的に州自動車省又は医療諮問委員会に通報することができる。

当該通報は、医師患者間の秘密開示拒否特権の例外とされる。

当該通報は秘密とされ、対象者の運転資格を判断することのみに用いられる。

当該通報を行った医師は、民事又は刑事上の責任を負わない。

(運用実績)

医師その他の者による州自動車省に対する通報は、2009 年度以降、6,893 件、15,670 件、12,787 件と推移している。

米国ワシントン州

医師は、心身の障害を有する運転者について、「運転者再試験推薦書」又はレターにより、当局に通報することができる。

(当該通報者に係る免責については法令上規定されていないが、州最高裁によって免責が認められた (Tumelson v. Todhunter et al., 105 Wn.2d 596(Wash. 1986)))

カナダ・アルバータ州

自動車を安全に運転する能力に支障を及ぼす医学的状態にある者の情報を当局に通報した医師、検眼医その他の医療供給者は、そのことだけで責任を問われることはない。

当該通報者及び通報内容は、通報者の同意なく明らかにしてはならない。

(カナダ医学会は包括的な医学的基準を公表しており、これを受けて、医師は、運転能力に影響を及ぼす医学的状態に通暁するべきとされ、当該状態にある患者について当局に通報することが奨励されている。)

(警察庁交通局調べ)

米国における医師の通報ガイドライン（未定稿）

米国においては、医師の免許当局への通報に関する免責規定がない州もあるが、全州で医師による当該通報が認められている。

この点、アメリカ医師会等においては、当該通報に関し、以下のようなガイドラインを定めている。

アメリカ医師会のガイドライン

アメリカ医師会の倫理司法評議会によって1999年12月に公表され、採択されたガイドラインは下記のとおりである。

記

以下の目的は、公共の安全に大きな脅威をもたらし、最終的には自動車省への通報の対象となり得る患者の運転能力に係る障害を認識する医師の責任を明らかにすることにある。罰則や刑事的訴追を目的として医療情報を通報するよう主張するものではない。

- 1 医師は、患者の運転能力に悪い影響を与える心身の障害を評価しなければならない。全ての障害が医師にとって通報義務の対象となるわけではないので、個々の事案ごとに評価しなければならない。また、全ての医師が障害の程度や影響を評価する立場にあるわけでもない（例、基本的に短期間の治療等を行う医師）。障害の評価をするに当たっては、医師は、以下の要素を考慮に入れなければならない。
 - ・ 医師が、運転能力に明らかに関連する心身の障害について特定し、文書で明らかにできなければならない。
 - ・ 運転者は明らかに公共の安全に危険を及ぼすものでなければならない。
- 2 医師は、通報をする前にまずしなければならないことがある。患者及び家族と、運転に伴う危険に関し、如才なくかつ率直に議論することが最も重要である。患者の医学的状态に応じて、医師は、患者に対し、薬物中毒の治療や作業療法のような一層の治療を受けるように勧める。医師は、運転時間を短くする、運転頻度を減らす、混雑時間帯を避ける、昼間のみ運転する、より遅い車道を運転する等運転を制限することによって危険性が低下するのであれば、患者や家族に対し、これらを推奨する。このように医師が患者や家族に対し、病状及び危険性等を知らせ、採り得る手段について助言し、実行可能な計画について折衝することによって、自動車省への通報が不要となる可能性がある。
- 3 医師は、自動車を安全に運転する能力に影響を与え得る障害を、いつ通報するかを決めるに当たっては、最大限の配慮が求められる。運転に係る障害が患者及び公共の安全にとって大きな脅威となる明らかな証拠がある場合及び運転をやめるよう勧める医師の助言が無視されている場合には、自動車省に通報することが望ましく、倫理にかなっている。

アメリカ神経学会のガイドライン

アメリカ神経学会が打ち出した方針のうち、主なものは以下のとおりである。

記

アメリカ神経学会は、自動車を安全に運転する能力に影響を及ぼす医学的状态にある個人について、特に、公共の安全が既に損なわれている場合及び当該個人に能力がないことが明らかなる場合において選択的に通報する制度を支持する。

アメリカ神経学会は、職業運転者、特に公共輸送機関又は危険物を搬送する運転者について、より厳しい運転基準及び通報基準を適用することを支持する。

アメリカ神経学会は、医師の免責についての明確化を支持する。すなわち、患者に関し運転免許当局に対して通報を行った場合及び通報を行わなかった場合の双方について、そうした行為を誠実に言い、患者に対し合理的に運転の危険性について通知し、そうした行為を誠実に文書化した場合には免責が認められることを明確にすることを支持する。

アメリカ神経学会は、医師に対し、患者の地元において適用される運転に関する法規を確認した上で、医学的な助言について患者と議論し、それを文書化することを奨励する。

医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

(抜粋)

平成16年12月24日
〔平成18年4月21日改正〕
〔平成22年9月17日改正〕
厚生労働省

5. 個人データの第三者提供（法第23条）

（第三者提供の制限）

法第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

*個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(1) 第三者提供の取扱い

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、次のような場合には、本人の同意を得る必要がある。

(例)

・民間保険会社からの照会

患者が民間の生命保険に加入しようとする場合、生命保険会社から患者の健康状態等について照会があった場合、患者の同意を得ずに患者の現在の健康状態や既往歴等を回答してはならない。

交通事故によるけがの治療を行っている患者に関して、保険会社から損害保険金の支払いの審査のために必要であるとして症状に関する照会があった場合、患者の同意を得ずに患者の症状等を回答してはならない。

・職場からの照会

職場の上司等から、社員の病状に関する問い合わせがあったり、休職中の社員の職場復帰の見込みに関する問い合わせがあった場合、患者の同意を得ずに患者の病状や回復の見込み等を回答してはならない。

・学校からの照会

学校の教職員等から、児童・生徒の健康状態に関する問い合わせがあったり、休学中の児童・生徒の復学の見込みに関する問い合わせがあった場合、患者の同意を得ずに患者の健康状態や回復の見込み等を回答してはならない。

・マーケティング等を目的とする会社等からの照会

健康食品の販売を目的とする会社から、高血圧の患者の存在の有無について照会された場合や要件に該当する患者を紹介して欲しい旨の依頼があった場合、患者の同意を得ずに患者の有無や該当する患者の氏名・住所等を回答してはならない。

(2) 第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

①法令に基づく場合

医療法に基づく立入検査、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等、法令に基づいて個人情報を利用する場合であり、医療機関等の通常の業務で想定される主な事例は別表3のとおりである。(Ⅲ1.(2)①参照)

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
- ・意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合
- ・大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合

※なお、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、本人に同意を求めても同意しない場合、本人に同意を求める手続きを経るまでもなく本人の同意を得ることができない場合等が含まれるものである。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供
- ・がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供
- ・児童虐待事例についての関係機関との情報交換
- ・医療安全の向上のため、院内で発生した医療事故等に関する国、地方公共団体又は第三者機関等への情報提供のうち、氏名等の情報が含まれる場合

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(例)

- ・統計法第2条第7項の規定に定める一般統計調査に協力する場合
- ・災害発生時に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等、公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合

(3) 本人の同意が得られていると考えられる場合

医療機関の受付等で診療を希望する患者は、傷病の回復等を目的としている。一方、医療機関等は、患者の傷病の回復等を目的として、より適切な医療が提供できるよう治療に取り組むとともに、必要に応じて他の医療機関と連携を図ったり、当該傷病を専門とする他の医療機関の医師等に指導、助言等を求めることも日常的に行われる。また、その費用を公的医療保険に請求する場合等、患者の傷病の回復等そのものが目的ではないが、医療の提供には必要な利用目的として提供する場合もある。このため、

第三者への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、原則として黙示による同意が得られているものと考えられる。

なお、傷病の内容によっては、患者の傷病の回復等を目的とした場合であっても、個人データを第三者提供する場合は、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう求めがある場合も考えられ、その場合、医療機関等は、本人の意思に応じた対応を行う必要がある。

①患者への医療の提供のために通常必要な範囲の利用目的について、院内掲示等で公表しておくことによりあらかじめ包括的な同意を得る場合

医療機関の受付等で、診療を希望する患者から個人情報を取得した場合、それらが患者自身の医療サービスの提供のために利用されることは明らかである。このため、院内掲示等により公表して、患者に提供する医療サービスに関する利用目的について患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示による同意があったものと考えられる。(Ⅲ 2. 参照)

また、

(ア)患者への医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること

(イ)患者への医療の提供のため、外部の医師等の意見・助言を求めること

(ウ)患者への医療の提供のため、他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること

(エ)患者への医療の提供に際して、家族等への病状の説明を行うこと

等が利用目的として特定されている場合は、これらについても患者の同意があったものと考えられる。

②この場合であっても、黙示の同意があったと考えられる範囲は、患者のための医療サービスの提供に必要な利用の範囲であり、別表2の「患者への医療の提供に必要な利用目的」を参考に各医療機関等が示した利用目的に限られるものとする。

なお、院内掲示等においては、

(ア)患者は、医療機関等が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう医療機関等に求めることができること。

(イ)患者が、(ア)の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について患者の同意が得られたものとする。

(ウ)同意及び留保は、その後、患者からの申出により、いつでも変更することが可能であること。

をあわせて掲示するものとする。

※上記①の(ア)～(エ)の具体例

(例)

- ・他の医療機関等に発行した紹介状等を本人が持参する場合

医療機関等において他の医療機関等への紹介状、処方せん等を発行し、当該書面を本人が他の医療機関等に持参した場合、当該第三者提供については、本人の同意があったものと考えられ、当該書面の内容に関し、医療機関等との間での情報交換を行うことについて同意が得られたものと考えられる。

- ・他の医療機関等からの照会に回答する場合

診療所Aを過去に受診したことのある患者が、病院Bにおいて現に受診中の場合で、病院Bから診療所Aに対し過去の診察結果等について照会があった場合、病院Bの担当医師等が受診中の患者から同意を得ていることが確認できれば、診療所Aは自らが保有する診療情報の病院Bへの提供について、患者の同意が得られたものと考えられる。

- ・家族等への病状説明

病態等について、本人と家族等に対し同時に説明を行う場合には、明示的に本人の同意を得なくても、その本人と同時に説明を受ける家族等に対する診療情報の提供について、本人の同意が得られたものと考えられる。

同様に、児童・生徒の治療に教職員が付き添ってきた場合についても、児童・生徒本人が教職員の同席を拒まないのであれば、本人と教職員を同席させて、治療内容等について説明を行うことができると考えられる。

- ③医療機関等が、労働安全衛生法第66条、健康保険法第150条、国民健康保険法第82条又は高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条若しくは第125条により、事業者又は保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果である労働者等の個人データを委託元である当該事業者又は保険者に対して提供することについて、本人の同意が得られていると考えられる。

- ④介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないとされていることを踏まえ、事業所内への掲示によるのではなく、サービス利用開始時に適切に利用者から文書により同意を得ておくことが必要である。

(4)「第三者」に該当しない場合

- ①他の事業者等への情報提供であるが、「第三者」に該当しない場合

法第23条第4項の各号に掲げる場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。医療・介護関係事業者における具体的事例は以下のとおりである。

- ・検査等の業務を委託する場合

- ・外部監査機関への情報提供（（財）日本医療機能評価機構が行う病院機能評価等）
- ・個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合

※個人データの共同での利用における留意事項

病院と訪問看護ステーションが共同で医療サービスを提供している場合など、あらかじめ個人データを特定の者との間で共同して利用することが予定されている場合、(ア)共同して利用される個人データの項目、(イ)共同利用者の範囲(個別列挙されているか、本人から見てその範囲が明確となるように特定されている必要がある)、(ウ)利用する者の利用目的、(エ)当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称、をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合には、当該共同利用者は第三者に該当しない。

この場合、(ア)、(イ)については変更することができず、(ウ)、(エ)については、本人が想定することが困難でない範囲内で変更することができ、変更する場合は、本人に通知又は本人の容易に知り得る状態におかなければならない。

②同一事業者内における情報提供であり、第三者に該当しない場合

同一事業者内で情報提供する場合は、当該個人データを第三者に提供したことにはならないので、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。医療・介護関係事業者における具体的事例は以下のとおりである。

- ・病院内の他の診療科との連携など当該医療・介護関係事業者内部における情報の交換
- ・同一事業者が開設する複数の施設間における情報の交換
- ・当該事業者の職員を対象とした研修での利用（ただし、第三者提供に該当しない場合であっても、当該利用目的が院内掲示等により公表されていない場合には、具体的な利用方法について本人の同意を得るか（Ⅲ 1. 参照）、個人が特定されないよう匿名化する必要がある（Ⅱ 2. 参照））
- ・当該事業者内で経営分析を行うための情報の交換

(5) その他留意事項

- ・他の事業者への情報提供に関する留意事項

第三者提供を行う場合のほか、他の事業者への情報提供であっても、①法令に基づく場合など第三者提供の例外に該当する場合、②「第三者」に該当しない場合、③個人が特定されないように匿名化して情報提供する場合などにおいては、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供する上で必要とされていない事項についてまで他の事業者に提供することがないようにすべきである。

特に、医療事故等に関する情報提供に当たっては、患者・利用者及び家族等の意思を踏まえ、報告において氏名等が必要とされる場合を除き匿名化（Ⅱ 2. 参照）を行う。また、医療事故発生直後にマスコミへの公表を行う場合等については、匿名化す

る場合であっても本人又は家族等の同意を得るよう努めるものとする。

(適切ではない例)

- ・ 医師及び薬剤師が製薬企業の MR (医薬品情報担当者)、医薬品卸業者の MS (医薬品販売担当者) 等との間で医薬品の投薬効果などについて情報交換を行う場合に、必要でない氏名等の情報を削除せずに提供すること。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 医療・介護関係事業者においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。なお、(2)の本人の同意を得る必要がない場合に該当する場合には、本人の同意を得る必要はない。
- ・ 個人データの第三者提供について本人の同意があった場合で、その後、本人から第三者提供の範囲の一部についての同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人データの取扱いについては、本人の同意のあった範囲に限定して取り扱うものとする。

【その他の事項】

- ・ 第三者提供に該当しない情報提供が行われる場合であっても、院内や事業所内等への掲示、ホームページ等により情報提供先をできるだけ明らかにするとともに、患者・利用者等からの問い合わせがあった場合に回答できる体制を確保する。
- ・ 例えば、業務委託の場合、当該医療・介護関係事業者において委託している業務の内容、委託先事業者、委託先事業者との間での個人情報の取扱いに関する取り決めの内容等について公開することが考えられる。